

あなたは、愛犬をちゃんと飼っていますか？ ～飼い犬の登録及び狂犬病予防注射について～

生後91日以上の子犬には、飼い主に飼い犬の登録（生涯一度限り）が義務付けられています。もらってきた犬については、以前の飼い主さんが登録していれば、再度登録料をいただく事はありませんが、所在地等の変更届出等が必要となります。飼い犬が、亡くなった時は鑑札を添えて役場へ届け出てください。

また、狂犬病予防注射を毎年1回、4月から6月の間に受けさせることも義務付けられています。最寄りの動物病院を受診するか、公民館等を会場に町が実施するので都合のいい会場で受けるようにしましょう。

料 金

- 注射一式
3,050円
(注射料2,500円
+注射済票交付料550円)
- 登録手数料
(未登録犬のみ1回限り)
3,000円
(※鑑札を交付します)

平成30年度鏡野町狂犬病予防注射の日程(4月実施分)

4月10日(火)	郷公民館	芳野公民館	大野公民館	小座教育集会所
4月11日(水)	上齋原各地区	奥津公民館	羽出公民館	泉公民館
4月13日(金)	富各地区	近衛コミュニティハウス	中谷公民館	小田公民館
4月16日(月)	越畑ふるさとセンター	岩屋公会堂	香北公民館	香南公民館 中央公民館

※詳しい日程及び時間については、広報かがみの4月号にてお知らせします。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 電話(0868)54-2780

水道料金の減免制度が変わります

現在、鏡野町には漏水に伴う水道料金の減免制度があります。これは、メーターより内側(建物側)で発生した漏水によって増えてしまった水道料金を、漏水修理後に使用者からの申請によって減額する制度です。

平成30年4月1日より減免についての新たな要綱が施行され、減免の適用範囲が変更されます。

主な変更点

〔適用箇所の条件〕

○変更前…メーターより建物側の給水管及びそれに直結されるすべての器具・設備からの漏水。

○変更後…基本的に給水管からの漏水のみ。
器具・設備からの漏水は対象外。

〔申請等の条件〕

○変更前…修理日、申請日、申請回数等を問わず、申請に応じ適用する。

○変更後…修理日から起算して61日を経過して提出された申請、同じメーター内で1年間に2回を超えて発生した漏水、使用者の不注意による蛇口の閉め忘れや第三者が原因する漏水等は対象外。

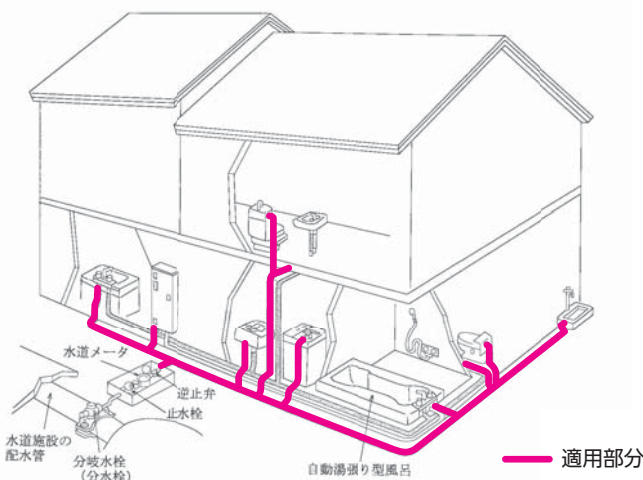
もしも漏水が発生したら!!

原則として町が指定した「鏡野町指定給水装置工事事業者」へ依頼し、修理してください。

「鏡野町指定給水装置工事事業者」について、減免申請手続きの方法については、町ホームページをご覧ください。上下水道課へお問い合わせください。

ご存じですか？給水装置はあなたのものです

町が設置した管(配水管)から分かれて、各家庭に引き込まれている給水管とこれに直結する蛇口や止水栓、給湯器などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼びます。給水装置は土地または建物の所有者が設置したもので、所有者の財産です(水道メーターは除く)。したがって、維持管理は所有者が行い、それにかかる費用は所有者が負担することになっています。



お問い合わせ先

鏡野町上下水道課

電話(0868)54-0001